

完済手当金の余裕財源の 推計に係る条件について

平成21年6月19日
中小企業庁

完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について

平成21年6月19日

中小企業庁

1. 完済手当金制度の趣旨

(1) 中小企業倒産防止共済の共済金の貸付を受けた者は、当該貸付金の十分の一相当額を納付した掛金の合計額から控除される。

これは、本制度が、取引先の倒産により売掛金債権等の回収が困難となった時に、与信審査をせず、無担保、無保証人、無利子で、迅速に当座の連鎖倒産を回避するために必要な資金を貸し付ける制度であるため、共済金貸付については一定の貸し倒れが不可避であり、この貸し倒れを補填する必要があるためである。

(2) 一方、本制度には、共済金の貸付けを受けた者の実質的な負担（十分の一の権利消滅）を軽減するため、収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じると見込まれる場合には、償還期日までに共済金を完済した者に対して、その余裕財源を還元するための完済手当金制度が定められている。

昭和55年の完済手当金制度導入以来、余裕財源は出ていない。

2. 余裕財源の推計方法

(1) 将来推計期間は10年から14年の大臣が定める期間、

(2) 推計期間の最後の5年間は、新規加入者は募集せず、共済金の貸付と回収のみを行ったうえで、推計期間の終期をもって制度を廃止し、

(3) 推計期間後の5年間で共済金貸付の回収のみを行う、
という仮定のもとで、余裕財源が生じるかどうかを推計する。

3. 余裕財源の推計に当たって使用する条件の取り方

(1) 従来推計条件

基本は、過去5年平均値を使用して計算。

共済事由発生率については、過去10年平均・1標準偏差を使用。

(平成19年度以降)

推計に使用する条件の種類

共済事由発生率、貸付回収率、運用利率、解約率、加入件数、
掛金収納額、借入利率

(2) 推計条件の検討

支出項目に前納減額金（掛金の前納に対する割引）の追加

10年間の収支見通しについて、収入支出項目を省令で定めている。完済手当金制度を導入した当時（昭和55年）は、前納減額金が4百万円程度と、収支に与える影響が少ないため、収支見通しの推計項目から除外。しかし、直近の実績（平成19年度）は約2億円程度であり、仮に10年間の計算期間で推計すると約13億円程度になると見積もられ、無視し得ない額となるため、支出項目に追加することが必要。

（参考）現在の省令による収入支出項目

収入：掛金の納付額、共済金の償還額、運用収入額

支出：共済金の貸付額、解約手当金の額、支払利子の額

回収率を過去5年平均から累計の率に変更

収入項目の「共済金の償還額」の推計に用いる回収率については、過去5年間の平均値を用いて推計を行っている。

現在の回収率の計算方法では、「実際の償還額」÷「その年の約定どおりの償還予定額」となっており、仮に、貸付後に繰上による償還があった場合には、その償還額は「実際の償還額」には追加されるが、「その年の約定どおりの償還予定額」には追加されないため、回収率が過大になり、逆に繰下げの場合は過小に評価されることとなる。また、5年間の平均値では景気の波によって回収率が上下するため、累計ベースの回収率と最近の回収率（85%～91%）とでは、乖離幅が大きくなり、実態の回収率を正確に反映しているとは言い難い。そのため、「過去5年平均」から「累計」に変更することが必要である。

4. 推計条件についての考え方（案）

以上から、平成20年度決算以降の完済手当金の計算に当たっては、余裕財源の推計を次の条件で行うこととする。

前納減額金を支出項目とする。

回収率については、過去5年平均値を推計方法としていたが、平成20年度決算以降は累計の回収率に変更する。

中小企業倒産防止共済法（抜粋）
（昭和五十二年十二月五日法律第八十四号）

（完済手当金）

第十一条の二

中小企業倒産防止共済事業の収支の状況並びにその収入及び支出の見通しからみて、その収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、機構は、経済産業省令で定めるところにより、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に、第三項に規定する額の完済手当金を支給することができる。

- 2 前項の余裕財源が生じているかどうか及びその余裕財源の額は、経済産業省令で定めるところにより計算しなければならない。
- 3 完済手当金の額は、償還された共済金の額の十分の一に相当する額に、第一項の余裕財源の額並びに共済契約者のうち共済金の貸付けを受けるものの割合及びその共済金のうち償還期日までに償還されるものの割合の予想等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 機構が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であって償還期日を過ぎたもの、納付を受けるべき利子であって納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、機構は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令
(昭和五十九年一月二十五日通商産業省令第二号)

中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)第十一条の二第二項の規定に基づき、中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令を次のように定める。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構、毎事業年度の終了後速やかに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)第十七条第三項の基金經理について、当該事業年度の末日(以下「基準日」という。)における収支残高の額を基礎とし、次の各号に掲げる事項を用いて翌事業年度から十年から十四年の範囲で経済産業大臣が定める年数を経過する事業年度までの期間(以下「計算期間」という。)の各事業年度の収入及び支出の見通しを計算して計算期間の末日における資産及び負債の状況に関する表を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、計算期間の最後の五事業年度においては、新たに共済契約の締結が行われないものとして計算しなければならない。

一 収入

- イ 掛金の納付額 基準日における共済契約者の数、基準日までの共済契約の締結及び解除の推移その他中小企業倒産防止共済制度に係る加入及び脱退に関する基本的事項を勘案して定める各事業年度の初日における共済契約者の数及び掛金月額並びに当該各事業年度又はその各月において新たに共済契約者となる者又は共済契約者でなくなる者の数及び掛金月額を用いて算出する当該各事業年度又はその各月に係る額とする。
- ロ 共済金の償還額 各事業年度の前五事業年度又はそれらの各月に係る第二号イに掲げる額(基準日以前に終了した事業年度については当該事業年度又はその各月において貸し付けた共済金の額)を用いて算出する共済金の償還予定額に、基準日以前の償還の実績等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

八 運用収入額 各事業年度又はその 各月における余裕金を市中金利の動向等を勘案して妥当と認められる利率で運用するものとして算出する当該各事業年度又はその各月に係る利子の額とする。

二 支出

イ 共済金の貸付額 各事業年度又はその各月における掛金総額の合計額のうち貸付けを受けることができる共済契約者に係るもの(以下この号において「掛金合計額」という。)の十倍に相当する額に基準日以前の共済金の貸付けの実績等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

ロ 解約手当金の額 各事業年度又はその各月における掛金合計額に基準日以前の共済契約の解除の状況等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

ハ 支払利子の額 各事業年度又はその各月における借入金を市中金利の動向等を勘案して妥当と認められる利率により借り入れたものとして算出する当該各事業年度又はその各月に係る利子の額とする。

2 前項の規定により承認を受けた資産及び負債の状況に関する表(以下次項において単に「状況表」という。)において剰余金が生じている場合に、余裕財源が生じているものとする。

3 前項の余裕財源が生じている場合の余裕財源の額は、状況表における剰余金の額に、基準日の翌日から計算期間の末日までの期間、計算期間の各事業年度における第一項第二号イに掲げる額、中小企業倒産防止共済事業の健全な運営等を考慮して経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七事業年度の末日を基準日とする余裕財源の有無及び額の計算から適用する。

「共済事由発生率」及び「回収率」の推移とその基本的考え方

基準日	共済事由発生率	推計の考え方	回収率	推計の考え方
昭和57年度末	8.71%	前年度実績値	92.95%	前年度実績値
昭和58年度末	8.37%	同上	90.31%	同上
昭和59年度末	8.36%	同上	87.06%	同上
昭和60年度末	7.29%	同上	87.63%	同上
昭和61年度末	5.88%	同上	87.85%	同上
昭和62年度末	2.96%	過去3ヵ年実績平均値	87.69%	前年度実績値 + 順次0.5%改善で推移
昭和63年度末	2.04%	制度設計上の推定値(5%)	87.65%	同上
平成元年度末	1.08%	同上	88.41%	過去3ヵ年実績平均値
平成2年度末	1.07%	同上	89.63%	同上
平成3年度末	1.79%	同上	89.97%	同上
平成4年度末	2.32%	同上	89.16%	前年度実績値
平成5年度末	2.50%	同上	88.28%	同上
平成6年度末	2.17%	同上	87.25%	同上
平成7年度末	2.14%	過去5ヵ年で最も高い実績値(H5)	85.00%	同上
平成8年度末	1.57%	同上	83.32%	前々年度実績値
平成9年度末	2.35%	同上	83.08%	前年度実績値
平成10年度末	2.43%	過去5ヵ年実績平均値	83.31%	当年度は前年度実績値 + 翌年度以降過去5ヵ年実績平均値
平成11年度末	1.37%	同上	83.09%	同上
平成12年度末	1.65%	同上	83.18%	同上
平成13年度末	2.11%	同上	82.54%	同上
平成14年度末	1.73%	同上	81.01%	当年度上期実績値 + 過去5ヵ年実績平均値
平成15年度末	1.14%	同上	82.69%	同上
平成16年度末	0.70%	同上	82.98%	同上
平成17年度末	0.60%	同上	83.82%	同上
平成18年度末	0.52%	同上	86.37%	同上
平成19年度末	0.59%	過去10年平均値・1標準偏差	89.56%	同上

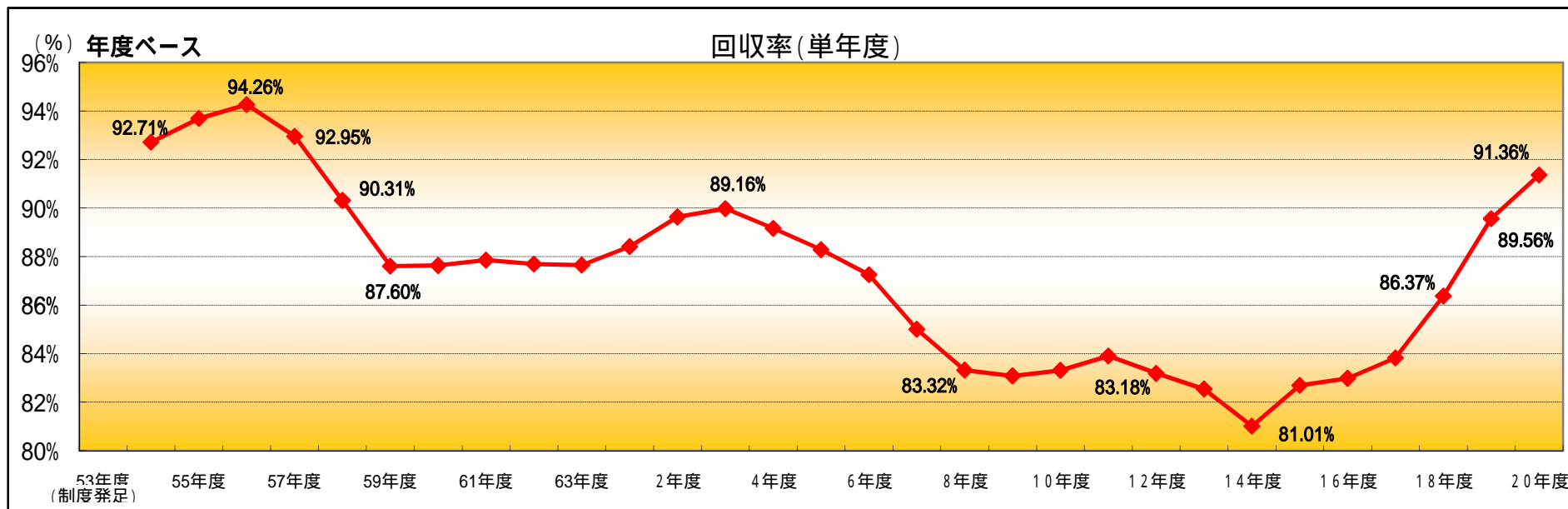
(参考)

推計結果による余裕財源の有無の状況

基準日	推計結果
昭和57年度末	261.2億円
昭和58年度末	281.8億円
昭和59年度末	491.7億円
昭和60年度末	928.3億円
昭和61年度末	752.0億円
昭和62年度末	570.0億円
昭和63年度末	330.6億円
平成元年度末	164.5億円
平成2年度末	84.8億円
平成3年度末	98.3億円
平成4年度末	115.9億円
平成5年度末	177.3億円
平成6年度末	255.8億円
平成7年度末	33.8億円
平成8年度末	83.5億円
平成9年度末	76.8億円
平成10年度末	90.1億円
平成11年度末	100.6億円
平成12年度末	150.0億円
平成13年度末	174.3億円
平成14年度末	261.5億円
平成15年度末	175.6億円
平成16年度末	144.2億円
平成17年度末	11.4億円
平成18年度末	333.1億円
平成19年度末	37.8億円

1. 共済金の回収率の推移(単年度ベース)

共済金の回収率は、平成14年から上昇。平成20年の回収率は91.36%(速報値)。

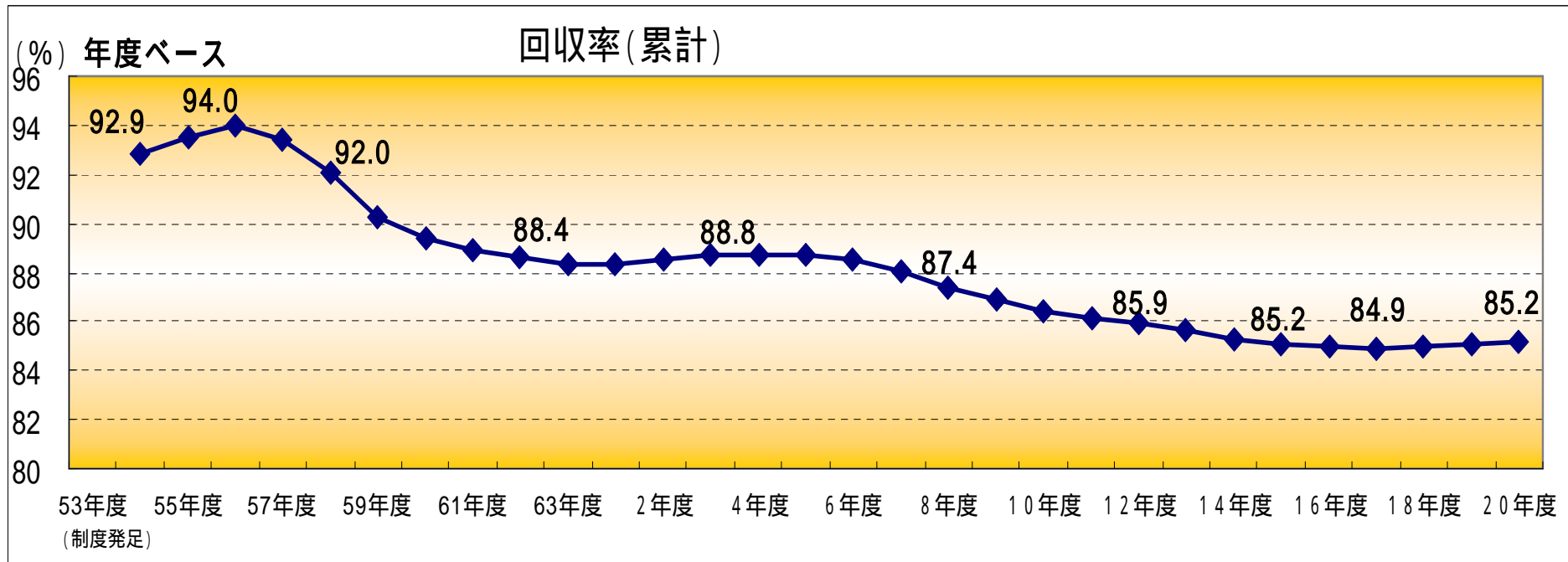


貸付金回収率

54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
92.7	93.7	94.3	93.0	90.3	87.6	87.6	87.9	87.7	87.7	88.4	89.6	90.0	89.2	88.3	87.3	85.0	83.3	83.1	83.3	83.9	83.2	82.5	81.1	82.7	83.0	83.8	86.4	89.6	91.4

2. 共済金の回収率の推移(累計ベース)

共済金の回収率は、近年85%前後で推移。



貸付金回収率

54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
92.9	93.6	94.0	93.5	92.0	90.3	89.4	88.9	88.6	88.4	88.4	88.6	88.7	88.8	88.7	88.5	88.1	87.4	86.9	86.5	86.2	85.9	85.6	85.2	85.1	84.9	84.9	84.9	85.1	85.2